



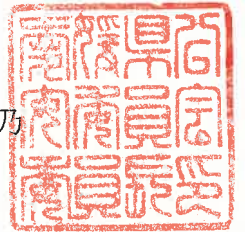
○公 告

聴聞の実施について

行政手続法（平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号）第 13 条第 1 項及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年 3 月 10 日法律第 6 号）第 12 条の規定により、聴聞を次のとおり実施する。

令和 8 年 7 月 17 日

愛媛県公安委員会委員長 佐 伯 鈴 乃



1 聴聞の日時

令和 8 年 7 月 29 日（水） 午後 3 時 00 分

2 聴聞の場所

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2 愛媛県警察本部 2 階 聴聞室

3 聴聞の事案番号

令和 8 年公委生環第 506 号